**令和３年12月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期間：　　　　令和３年12月20日(月)　　　午後３時30分より

場所：　　　　真鶴町民センター　２階　第２会議室

出席者：　　　　加藤哲三教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、岡田和枝委員、松野司委員

　　　　　　　　　　高橋悦子教育課長、大竹建治課長補佐兼社会教育係長、

　　　　　　　　　　小野真人課長補佐兼教育総務係長

書記：伏島沙彩主事補

欠席者：　　　　なし

傍聴者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　協議事項

（１）　教職員人事異動方針について

（２）　真鶴町教育委員会関係人事について

教育長：　　　協議事項（１）教職員人事異動方針について、課長お願いします。

　　　課長：　　　資料の１となります。神奈川県公立学校教職員人事異動方針でございます。例年行われておりますけれども確認ということでよろしくお願いいたします。読み上げさせていただきます。神奈川県教育委員会が学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては次の事項を基本として関係機関の積極的な協力のもとに教職員の適正な配置するためのもので、①適材を適所に配置すること、②教職員の編成を刷新強化すること、③先見的視野に立って広く人事交流を行うこと。以上の方針に基づきまして４月１日、報道されるのは令和４年３月31日ですけれども、教職員の人事について行います。詳細につきましては２ページ、３ページの県費負担教職員人事異動の要綱となっております。特に前年度と大きな変更はございません。

教育長：　　　この資料１をご覧になって分かりますように、昭和38年からほとんど変わっておりません。どこが変わっているかというと第２条ですね。教育事務所の数が７から５、４と減っておりますので、その数が変わっているということで、26年、29年に改正になっています。この人事異動方針についてはよろしいでしょうか。

　　全委員：　　　全員挙手

教育長：　　　それでは次にいきます。（２）真鶴町教育委員会関係人事について、お願いします。

　　　課長：　　　真鶴町教育委員会関係人事について、資料２となっております。こちらは令和３年12月31日付で人事異動の発令で、町長部局へ出向とありますけれども、職名　主事補の職員。詳細は備考欄に書いてありますけれども、教育課から総務防災課付けということで退職予定となっております。今現在町の状況から１月１日についてはこちらでお諮りする者がおりませんので、本日は12月31日付の出向辞令という形で提出させていただいております。以上です。

教育長：　　　これで社会教育のほうは専任は係長のみとなってしまったと。これではこの先様々な事業が再開していきますけれども、来年は少なくとももう２人、できれば３人は補充しなければとてもやっていけないのではと思っております。昨年から見たら３人、おととしから数えれば４人削られてしまっているので最低でも３人ですね。関係人事についてなにかご質問ございますでしょうか。ありませんかね。では報告事項に参りたいと思います。

　　　　　　　　　報告事項は資料の通り

　　　教育長：　　　それではすべての案件終えたようですので、真鶴町教育委員会12月定例会を終わります。ありがとうございました。